

九州教区教師厚生費特別会計規則

第1条 この特別会計は教師またはその家族（配偶者ならびに20才以下の子ども）の慶弔に対する慶弔費および長期の療養を要する場合に、そのために要せられる医療費およびこれに付随するその他の経費につき、当該教会および教師を援助する目的を以て設定されたものである。

第2条 援助の対象となるものは次のとおりとする。

- (1) 医療費の補助
- (2) 聖日礼拝のために招く講師の旅費
- (3) その他教師部において適当と認めたもの

第3条 この特別会計より教師または家族に関わる慶弔費を支出する。

第4条 教区内の教会および伝道所はこの特別会計のために教区の定めた額を献金する。

第5条 資金の運営は教師部がこれに当る。

第6条 運営資金が不足したときは財務部委員長と協議の上、常置委員会の承認を経て、一時借入金を以て支弁し、次年度にこれを補填する。

第7条 援助および慶弔の範囲、金額、手続等に関する細則は別にこれを定める。

第7条 この規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

付 則

この規則は1969年4月1日から施行する。

(注・家族とは、配偶者ならびに20才以下の子どもとする)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1965年7月13日 | 常置委員会において決定) |
| (1969年3月18日 | 常置委員会において改定) |
| (1973年7月10日 | 常置委員会において改定) |
| (1996年7月11日 | 常置委員会において改定) |
| (1996年11月26日 | 常置委員会において改定) |
| (1999年5月5日 | 常置委員会において改定) |
| (1999年5月5日 | 常置委員会において改定) |
| (2013年1月22日 | 常置委員会において改定) |